



### 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて 執筆者:木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。  
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2020年4月14日】

#### **NISC、「テレワークを実施する際にセキュリティ上留意すべき点について」を公表**

<https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/telework20200414.pdf>

内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)は、重要インフラ事業者等及び一般国民向けにテレワークを実施する際のセキュリティ上の留意点を公表しました。重要インフラ事業者においてテレワークを実施する際のセキュリティ上の留意点は、以下のとおりです。

- PC 端末や紙情報の持出しルール等を含めて、セキュリティポリシー及びルールを整備すること
- Virtual Private Network(VPN)を利用するとともに、多要素認証の採用を検討すること
- メールについて、セキュリティ対策を一層高めるため、PGP 暗号化等の対策を行うこと
- リモートデスクトップの安全性を確保すること
- 遠隔会議システムの抱えるリスクについて対策を行うこと
- 遠隔会議の実施場所や設定に留意するなどして、機密情報の漏洩に留意すること

【2020年4月21日】

#### **公取委、「フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題について」を公表**

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/apr/200421.html>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

公正取引委員会は、①家計簿サービス等及び②QRコード等を用いたキャッシュレス決済について、独占禁止法上の論点整理を行った結果等を公表しました。

①家計簿サービス・会計サービスに関する独占禁止法上の論点としては、以下の点が挙げられています。

- 電子決済等代行業者と銀行との間で、取引上の地位が優越する銀行が、契約の更新等に際し、電子決済等代行業者に正常な商慣行に照らして不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。
- 銀行による API 接続のためのシステムの調達に際して、既存のベンダーが、他社のベンダーによる受注を不当に妨害する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある。

②QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する独占禁止法上の論点としては、以下の点が挙げられています。

- 自らもコード決済を提供する銀行が資金移動業者へのチャージ等取引を不当に拒絶すること等は、独占禁止法上問題となるおそれがある。

【2020年4月28日】

**公取委、「新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応について」を公表**

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/apr/200428.html>

公正取引委員会は、「新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応について」を公表しました。公正取引委員会は、上記発表の中で、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大のため、供給量が不足している物資の円滑・公正な流通を確保するために、同業者で協力し合って対応に当たることは、このような物資の不足を回避するために行われる必要かつ一時的な行為であれば、独占禁止法上問題となるものではない等の見解を示しています。

【2020年5月7日】

**経済産業省知的財産政策室、「テレワーク時における秘密情報管理のポイント(Q&A 解説)」を公表**

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/teleworkqa\\_20200507.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/teleworkqa_20200507.pdf)

同ポイント(Q&A 解説)は、不正競争防止法上の営業秘密の保護の観点から、テレワークを実施する上でのポイントを Q&A 形式で解説したものです。例えば、以下の質問及び回答が記載されています。

- Q1 テレワークの実施に当たり、営業秘密として管理していた秘密情報を持ち帰って作業することを認める場合の対応としてはどのようなものが考えられるか。
- A1 「秘密管理性要件」を満たす観点から、自社が保有している情報のうち秘密として管理しようとする情報の範囲を明確にするとともに、当該情報に対する従業員の予見可能性を確保するために、どのような措置(秘密管理措置)を実施するかを検討する必要があります。具体的には、①営業秘密管理規程や情報取扱規程、セキュリティ規程等の社内規程がテレワークに即した内容になっているかの確認及び必要に応じた諸規程の改訂、②当該諸規程について従業員への周知徹底、③情報の性質に応じた当該情報への適切なアクセス権者の設定、④秘密情報が含まれる媒体への「秘」・「社内限り」といった秘密であることの表示の付記、⑤ID・パスワードの設定等の措置を実施することが考えられる。
- Q2 自宅外でテレワークを実施する場合に、営業秘密として保護されるか。
- A2 自宅外でテレワークを実施したとしても、上記 A1 記載の措置等を実施することで、営業秘密として保護される可能性がある。なお、紙の資料・PC画面ののぞき見や盗撮、これらの盗難等のリスクを減らすため、紙の資料・PC等を机上等に放置しないことに関するルールの徹底、PC画面にのぞき見防止フィルム等を貼付することの徹底、いわゆるオンライン会議は、他人がいる場所では控えることとする等の措置を実施することが考えられる。また、他者に通信内容を傍受される等のリスクを減らすため、公衆無線 LAN は使用せず、会社が支給するポケット Wifi や従業員のポケット Wifi・テザリングを使用することを徹底することも考えられる。

<sup>1</sup> ある情報が「営業秘密」として保護されるためには、①秘密として管理されていること(秘密管理性)、②有用な技術上又は営業上の情報であること(有用性)、③公然と知られていないこと(非公知性)の3要件を満たす必要があるとされています(不正競争防止法2条6項)。

【2020年5月8日】

### **改正外為法及び関係政令の施行**

[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/gaitame\\_kawase/press\\_release/20200424.htm](https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20200424.htm)

2020年5月8日、対内直接投資等の事前届出制度の見直しを含む改正外為法<sup>2</sup>及び改正対内直接投資等に関する政令が施行されました。改正対内直接投資等に関する政令では、外国投資家が、国の安全等を損なうおそれの大きい事業に関し、当該事業者の総議決権の1%以上を取得する投資を行う場合に、事前届出を求めることを規定しています。

【2020年5月15日】

### **個人情報保護委、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした個人情報の取扱いについて」を公表**

[https://www.ppc.go.jp/news/careful\\_information/covid-19/](https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)

2020年5月15日、個人情報保護委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として個人情報を取り扱う際の個人情報保護法の関連規定を紹介<sup>3</sup>すると共に、事業者から寄せられた新型コロナウイルス感染症に関する質問と、当該質問に対する回答を取りまとめ、公表しました。例えば、以下の質問及び回答が記載されています。

- Q1 社員に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触者が出た際に、社内公表する場合の注意点は何か。
- A1 同一事業者内での個人情報の提供は「第三者提供」に該当しないため、社内で個人データを共有する場合には、本人の同意は必要ない。また、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても、当該事業者内での2次感染防止や事業活動の継続のために必要がある場合には、本人の同意を得る必要はない。
- Q2 社員が新型コロナウイルスに感染し、管轄の保健所から、積極的疫学調査のためとして、当該社員の勤務中の行動歴の提供依頼があった場合に、社員本人の同意がなくとも提供が可能か。
- A2 保健所が、感染症法15条1項に基づく積極的疫学調査のため、事業者に対し、新型コロナウイルスに感染した社員の勤務中の行動歴の提供を依頼している場合には、当該情報の提供に当たり本人の同意は必要はない。

【2020年5月15日】

### **改正電気通信事業法の成立**

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_hourei/s\\_houritsu.html](https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_houritsu.html)

2020年5月15日、改正電気通信事業法<sup>4</sup>が成立しました。同法は、外国法人が電気通信事業を営む場合に、通信の秘密の保護や重大事故が起きた際の報告を義務付けています。同法の施行日は、公布日である2020年5月22日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

<sup>2</sup> 改正外為法の内容については、[本ニューズレター2019年12月27日号](#)(「改正外為法、公布」)をご参照ください。

<sup>3</sup> 個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者は、保有する個人情報について、原則として、本人に通知等している利用目的とは異なる目的で利用し、又は、本人の同意なく第三者に提供することは禁じられています。しかし、①法令に基づく場合(同法16条3項1号、23条1項1号)、②国の機関等からの情報提供の要請が、当該機関等が所掌する法令の定める事務の実施のために行われるものであり、個人情報取扱事業者が協力しなければ当該事務の適切な遂行に支障が生ずるおそれがあり、かつ、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(同法16条3項4号、23条1項4号)、③人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合や、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(同法16条3項2号・3号、23条1項2号・3号)に該当する場合などには、例外として、本人の同意を得ることなく、目的外利用や第三者への提供が許されています。

<sup>4</sup> 同法の内容については、[本ニューズレター2020年3月31日号](#)(電気通信事業法及びNTT法の改正案を閣議決定)も併せてご参照ください。

【2020年5月18日】

**文化庁、侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメントの結果を公表**

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001067&Mode=2>

2020年5月18日、侵害コンテンツのダウンロードの違法化<sup>5</sup>及びリーチサイト<sup>6</sup>対策<sup>7</sup>に関するパブリックコメントの結果が公表されました<sup>8</sup>。なお、2020年3月10日に、当該パブリックコメントの結果を踏まえて改正著作権法等が閣議決定され、通常国会に提出されています。リーチサイト対策については、2020年10月1日から、侵害コンテンツのダウンロードの違法化については2021年1月1日から施行される予定です。

以 上

<sup>5</sup> 改正著作権法30条1項4号・2項、119条3項2号・5項等。

<sup>6</sup> 「リーチサイト」とは、違法にアップロードされた著作物等(侵害コンテンツ)へのリンク情報等を集約したウェブサイトを指します。

<sup>7</sup> 改正著作権法113条2項～4項、119条2項4号・5号、120条の2第3号等。

<sup>8</sup> 侵害コンテンツのダウンロードの違法化及びリーチサイト対策の内容については、[本ニューズレター2020年1月31日号](#)(文化庁、「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」における議論のまとめを公表)及び[本ニューズレター2020年3月31日号](#)(「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」の閣議決定及び侵害コンテンツのダウンロード違法化に関するQ&A(基本的な考え方)の公表について)も併せてご参照ください。



きめだ ひろし  
**木目田 裕**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[h\\_kimeda@jurists.co.jp](mailto:h_kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと  
**高林 勇斗**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y\\_takabayashi@jurists.co.jp](mailto:y_takabayashi@jurists.co.jp)

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき  
**西田 朝輝**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[a\\_nishida@jurists.co.jp](mailto:a_nishida@jurists.co.jp)

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ  
**松本 佳子**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[ke\\_matsumoto@jurists.co.jp](mailto:ke_matsumoto@jurists.co.jp)

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。